

412

書叢濟經亞

特247

P55

皇道主義經濟の理念と

經濟新體制の原則

兵庫縣興亞貿易協會

ろけん
み



0023121000

3

0023121-000

特247-955

皇道主義經濟の理念と經濟新體制の原則

中井省三・著

兵庫縣興亞貿易協會

昭和16

ADD

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年5月11日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもの

特247
955

兵庫縣貿易振興委員會編纂
本會參與 中井省三監修

貿易叢書

- 第一輯 外國爲替管理法早わかり
 - 第二輯 輸出原材料配給會社の解説
 - 第三輯 貿易組合の整備統合問題と貿易機構改革論
 - 第四輯 個人リンクク制及團體リンクク制批判
 - 第五輯 輸出品原材料配給會社の現況と將來
 - 第六輯 輸出プロック輸出調整の意義
 - 第七輯 輸出組合統制の沿革と其の内容的發展
 - 第八輯 圓域に於ける通貨と貿易問題
- 皇道主義經濟の理念と經濟新體制の原則

皇道主義經濟の理念と經濟新體制の原則

前篇 皇道主義經濟の基礎概念

目次

第一節	自由主義經濟と統制經濟	(一)
第二節	經濟と倫理	(四)
第三節	生産と倫理	(七)
第四節	皇道主義經濟の樹立	(一〇)
後篇 經濟新體制の原則		
第一節	基本國策と經濟新體制	(一七)
第二節	公益優先の原理	(二〇)
第三節	資本と經營の分離	(二七)
第四節	資本と經營の有機化	(三〇)
第五節	經濟新體制確立要綱 其の一 基本方針	(三三)
第六節	經濟新體制確立要綱 其の二 企業體制	(三五)
第七節	經濟新體制確立要綱 其の三 經濟團體	(三九)



皇道主義經濟の理念と經濟新體制の原則

中 井 省 三

前 篇 皇道主義經濟の基礎概念

第一節 自由主義經濟と統制經濟

自由主義經濟は組織されざる經濟であるに反し、統制經濟は組織されたる經濟であるべきであるといはれてゐる。而して之を歴史的に見れば自由主義經濟はその内包する矛盾の發展によつて他の新しい經濟様式に變つてゆくべき必然性を有する。それは個人主義的な無計畫的自由體制より全體主義的な計畫體制への發展に他ならないのである、營利を基礎とする自由主義經濟は自己のうちに矛盾を含んでゐた。その無統制なる生産の結果は、例へば恐慌となつて現れた。また自由主義經濟はその發展に伴ひ、必然的にその經營を大規模化せしめずにはやまない。併しその結果は資本の集中と獨占の強化となり、持てる者と持たざる者との懸隔は愈々甚だしくなつた。自由平等を要請した自由主義は自己の中から同じ要請の上に立つ自己の敵を生

み出した。自由と競争とを基調とする自由主義經濟に於て成長した企業は、やがて共同の利益のために相互の競争を排除し、更に進んで積極的に共同活動をするやうになつた。かくして自由主義經濟もカルテルやトラストの發達において見られるやうに何等か統制された經濟、組織された經濟の方向に進まざるを得なかつたのである。それはとりもなほさず各經濟單位體の自由の制限であつて、學者はこれを「組織化された資本主義」または「自己統制經濟」といつてゐるが、各結合體は自分達の利益を追求してゐるのであつて、統制經濟が直接に社會及び公共の利益を目的として國家自ら統制するものとは全く對立するところのものである。

斯くの如く統制經濟は全體の立場に立ち、公益の原理に規制されるものである。これに反し自由主義經濟は個人の立場に立ち營利主義に立脚するものである。第一次歐洲大戰を契機とする個人主義の根本的行詰りはこれに代るべき新たな指導原理を要求するに至つた。それは民主主義國家に見るやうな個人主義に對する國家至上主義の登場であつて、それはいふまでもなく全體主義の立場に立つものである。オットマール・シュパンに従へば、全體主義の特徴は（イ）全體社會は獨自の實在であり、（ロ）全體が第一次的のものであり、個人はいはゞその構成部分として存在するに過ぎず、従つて派生的であると云ふのである。換言すれば全體社會は有機體であつて、個人はその細胞と看做され、それが全體に役立つものとしてのみその存在

の意義があるとするものである。全體主義的國家は政治の經濟に對する優位性を主張するが故に、全體としての有機體の維持發展を指標として經濟を國家の要求する目的に従つて規制しなければならぬとするのである。今日の獨伊の政治組織はその代表的なものである。かゝる觀念がそのまま我國では認められないのは明かである。此の點に關し第七十六議會の衆議院豫算總會に於て平沼内相は次の如く述べて居る。

「元來日本は西洋に模倣してゐる。模倣必ずしも悪いものとはいへぬが日本の法規にはこの自由主義、個人主義の基礎のものは今日の時局ではいけないと思ふ。故に統制も必要であり、自由主義、個人主義ではやつて行かれぬ。殊に日本は學國以來理想は自由主義、個人主義ではない。併し各人が所を得せしめるといふことであり、個人を認めないといふことではない。然し個人主義は發達し過ぎて家族制度を薄からしめるといふことは個人主義の害である。一切のものを個人を主とした法制はいけないことは明かである。經濟も自由經濟では一切のことを律することは事實上出来ない事態となつてをり、今日の時局ではその自由主義經濟ではやつて行かれぬことは明かである。私は個人を認めないといふのではない。場合によつては個人も自由も認めねばならぬが、これで一切を律して國家の統制とか家族制度にこの意見を主張してはならない。」

更に衆議院治安維持法改正委員會において田中陸軍省兵務局長は國內思想對策に對する軍の見解を次の如く述べて居る。

「現在の日本には所謂非日本的なものが多數存在してゐる。その第一が共產主義である。次に自由主義、

個人主義については憲法に定められた範囲において個人の自由は許されてゐるが、個人の自由を極度に主張して國家の結束力を弛緩させることは許されない。これらも是非とも日本の國內から根絶したいと思ふ。同時にドイツのナチス、イタリヤのファツシヨもまたこのまゝに持つて來ることは宜しくない。ナチスといひ、ファツシヨといひ、個人主義といひ、自由主義といひ、非日本的なるのは悉く國內から根絶することは日本國家の思想を統一するうへに必要であると私は信じてゐる。

皇道主義經濟の目的は高度國防國家體制の建設を手段として世界の平和を確保し、人類最高の福祉を現實化するにある。従つて一切の經濟活動をこの目的達成のために奉仕せしめる所謂國防經濟編成に導かねばならない。それには從來の自由主義、個人主義を拋棄すると共に、日本の本然の姿に立ち還へらなければならぬ。この萬邦無比の國體に本づき世界に比類なき理念の上に築き上げらるべき奉仕經濟を我々は「臣道實踐經濟」又は「皇道主義經濟」といふのであつて、之を「職能奉公」または「職域奉公」の經濟といつてもよい。かうして自由主義經濟から統制主義經濟への轉換は、自由主義經濟から皇道主義經濟への發展でなければならぬ。

第二節 經濟と倫理

かくの如く「皇道主義經濟」又は「臣道實踐經濟」は日本國體の精華に淵源するものであるが、その「職能奉公」或は「職域奉公」の奉仕觀念は普遍的な倫理性に本づくものである。併

しながら經濟にかくの如き倫理觀念を導入する事の是非に關しては古來幾多の異説があるのである。

經濟生活が國家の統制、道德の律法より完全に解放されたとき最上の調和を生み出すものとなし、倫理の介入を要せずして經濟生活は完全に運営され、社會生活は平和と満足を享受することが出来るのであつて、此の如き調節を齎すものは價格制度と需要供給の自動的作用であるとなす自由主義經濟學の樂觀主義的哲學觀や、倫理の介入を以て經濟生活の墮落であると解し、道德の片鱗をも止めないところに却つて經濟の價値が發顯せられるものとなす自然科學的機械觀の誤謬であることは既に驗證済みであつて今更歎々するまでもあるまい。

ゾンバルトは經濟の目的を最高生産力の達成にありとなし、従つて社會政策と稱せられるものは、すべて經濟政策であつて倫理政策であるべきでないといつてゐる。彼に従へば社會政策の理想は經濟的完全であり、最高度に發達した經濟組織即ち最高度に生産力を有する經濟組織の達成にある。ところで道德的規範と言ふものは具體的な時代や社會から生れて來るものであつて、その最も重要なものは經濟的事情である。だから道德的規範が經濟的事情を律してゆくといふ事はをかしいのであつて、それは經濟生活の倫理的他律といはんよりは寧ろ經濟的自律といつた方が適當である。故に社會生活の倫理化といふことは理論的に矛盾があるといふのであ

る。

かういふゾンバルトの説が「唯物史観」の影響を少からず蒙つてゐるのは看過することの出来ない事實である。「唯物史観」は倫理の存在を否定するものではないが、道德意識をもつて經濟社會状態の反映であるとなし、永久普遍の道德律を否定するものである。併しながら、かくの如き唯物史観論者の見方は河合榮治郎氏も指摘せる如く、道德の意義と道德の形態とを混同するものである。即ち如何なる觀念論者と雖も道德の形態が時代により異ならざる永久普遍的なものであるとはいふまい。彼のいはんと欲するところは道德の形態の普遍性に非ずして、道德的意義即ち善ならんとする意識の普遍性である。飯島幡司博士はこれを力學の法則と建築に譬へて次の如くいふ。即ち「善を勧め惡を戒める道德律は萬代不易である、しかし何を善とし、何を惡とするかといふ道德は環境の變化に順應して絶えず易つてゐる。それは力學の法則と建築の關係に似てゐる。すべての建築は力學の法則を無視する事はない。力學の法則は萬代不易である。しかし之に従つて造らるゝ建築は時代によつて違ふ」と、これと同様に道德的意識は各時代の事情により異なる形態を採つて表現する。この場合唯物史観と觀念的史観との差別は道德の形態の普遍性の有無ではなくして、道德の形態をして時代により異らしめる原因は何であるかに存する。而して「唯物史観」は之を社會事實の所産であるといふ。併しながら社會

事實は道德といふ正邪の判断を産み得ない。かくして結局人間本有の道德的意識の普遍性は之を認めざるを得ないことになるのである。

第三節 生産と倫理

既に述べたるが如く皇道主義經濟は世界の平和と人類最高の福祉を確保するを目的とし、高度國防國家體制の建設を手段とする。高度國防國家體制とは國民全體が戰爭能力を最大限度に發現し得る國家體制をいふのである。現下の國際情勢においては弱小國家はその存立を許されないやうな不安状態に置かれてゐる。従つて高度國防國家の建設は國家の存立と民族發展の要件である。されば一切の經濟活動をこの目的達成のため奉仕せしめる所謂國防經濟編成に導かねばならない。それは全く個人の立場を離れて全體の利益、即ち公益の原理に規制せしむべきことを要請するものである。かゝる公益主義の經濟はその本質において倫理的であるといひ得る。

この新しい經濟倫理は第一に生産の立場に立つものである。ゾンバルトは經濟の目的を最高生産力の達成にあるとしたが、新しい經濟倫理もまた生産力の發展を第一要義とするものである。由來宗教は經濟を遠ざけようとした。佛教はもとより、キリスト教に於ても「汝ら神と富

とに兼ね事ふること能はず」と言へる如く、一般に経済は聖なる神を離れるのみか、神と背反するものであると信ぜられてゐる。孔孟の教も亦「徳者本也。財者末也」とか「爲富不仁矣。爲仁不富」といひ、就中、朱子學派は理財を談ずるを以て士君子の恥とするに至り、清貧を以て恰も道徳的一要件であるかの如き感を懐かしめるに至つた。併しながら、それは何れも個人の貪慾を戒めたものであつて、財を排斥するのを本旨に出でたものでなく、その使途に關して教誡を與へたものである。「衣食足而知禮節」の如きは経済が根本で倫理が之に従屬してゐるかのやうにも見られるし、孔子の教に「足食足兵民之信」とあるは全く「富國強兵」の思想と相通するものがある。また荻原擴氏はその著「倫理概論」に於て「良質にして豊富なる生産は道徳的義務である」と述べてゐるが如く、経済と倫理とは決して背馳または乖離するものでないことを示してゐる。

自由主義経済も、もと生産の立場において封建的経済の様式から解放を求めたのである。然るに自由主義経済に於ては、生産はひたすら利潤の追求を目的とし、公益を目的としないために有ゆる弊害を醸すに至つた。さうして現在では最早營利主義を止揚し、公益主義に依るのでなければ生産力の擴充は期し得られないのである。自由主義は経済活動の基礎を個人の營利心に置いてゐる。即ち経済活動の基礎を人間の本能である利己心に結びつけることによつて、そ

の哲學的根據を求めようとしたのである。

かゝる利己心は如何にして倫理的であると考へられ得るであらうか。昭和研究會の「協同主義の経済倫理」は次のやうに述べてゐる。即ち元來自由主義の求めたものは人間の自由、解放である。それはその動機に於て倫理的であつたといへるであらう。然るに現實においてそれが齎したのは持てる者の自由に過ぎない。古典派経済學は利己心を生産性と結び付けることによつてその倫理性を示さうとした。各人は自己の利益について彼自身が最もよく知つてをり、従つて彼の自由に委ねられるならば、彼は自己の最も利益になる仕事を見出すであらう。かやうに利己心は生産の動因であり、個人の利益の追求は生産を高めることになり、かくして生産を通して利己心は社會的利益と一致すると考へられた。即ち自己の利益のために働く個人は、いはゆる「見えざる手」に導かれて、おのづから社會全體の利益のために働いてゐることになる。かくの如く個人と社會との間には自然の調和が存在するといふいはゆる「豫定調和説」が利己心の倫理性の前提であつた。然るにかくの如き前提が少くとも自由主義経済の下において眞理でないといふことを歴史は示したのである。かの自然法的な古典派経済學における経済の倫理性は、歴史學派によつて経済の外部に置かるゝ事となり、かくて倫理は最早経済の内部には存せずして、全く二元的に對立するものと見らるゝに至つた。即ち経済行爲の根本には依然

として利潤の無制限な追求といふ營利心を認めて置きながら、倫理的行爲は社會事業とか慈善事業とかの形において經濟の外部から經濟の齎す弊害の匡正に向はねばならなかつたのである。併しながら經濟の内部から出た害悪はその外部から匡正することは出来ない。即ち自由主義經濟の根底にある營利主義の匡正以外に根本的な匡救策はないのである。これ即ち公益主義の立場に立つた新しい經濟の樹立を必然とする所以であると云ふのである。

第四節 皇道主義經濟の樹立

想ふに世界は今や歴史的に一大轉機に際會し、數個の國家群の生成發展を基調とする新たななる政治、經濟文化の創生を見んとし、我國も亦有史以來の大試練に直面してゐる。この秋にあたり肇國の大精神に本づき皇國の國是を完遂せんとせば、この世界史的發展の必然的動向を把握し、以て國防國家體制の完成に邁進しなければならぬといふ事は第二次近衛内閣の基本國策要綱に示されてゐる通りである。即ち萬邦に比類なき國體を奉戴せる我國にありては高度國防國家體制の建設のための一切の古き自由放任の姿を捨て、新しき國家奉仕の態勢を整へ、一億一心協力體制を整備しなければならぬのである。近衛首相が大政翼賛會發會式に際し、新體制運動の綱領は「大政翼賛の臣道實踐」といふことであり「上御一人に對し奉り日夜それく

の立場において奉公の誠をいたす」といふことに盡きると述べられてゐる。因みに「大政翼賛會實踐要綱」を示せば左の如くである。

- 今や世界の歴史的轉換期に直面し、八紘一字の顯現を國是とする皇國は、一億一心全能力を擧げて天皇に歸一し奉り、物心一如の國家體制を確立し、以て光輝ある世界の道義的指導者たらんとす。茲に本會は、互助相誠、皇國臣民たるの自覺に徹し、率先して國民の推進力となり、つねに政府と表裏一體協力の關係に立ち、上意下達・下情上通を圖り、以て高度國防國家體制の實現に努む。左にその實踐要項を提唱す。
- 一、**臣道の實踐に挺身す**。即ち、無上絕對普遍的眞理の顯現たる國體を信仰し、歴代詔勅を奉體し、職分奉公の誠をいたし、ひたすら惟神の大道を顯揚す。
 - 二、**大東亞共榮團の建設に協力す**。即ち、大東亞の共榮體制を完備し、その興隆を圖るとともに、進んで世界新秩序の確立に努む。
 - 三、**翼賛政治體制の建設に協力す**。即ち、經濟・文化・生活を翼賛精神に歸一し、強力なる綜合的翼賛政治體制の確立に努む。
 - 四、**翼賛經濟體制の建設に協力す**。即ち、創意と能力と科學を最高度に發揮し、翼賛精神に基く綜合的計畫經濟を確立し、以て生産の飛躍的増強を圖り、大東亞における自給自足經濟の完成に努む。
 - 五、**文化新體制の建設に協力す**。即ち、國體精神に基き雄渾・高雅・明朗にして科學性ある新日本文化を育成し、内は民族精神を振起し、外は大東亞文化の昂揚に努む。
 - 六、**新生活體制の建設に協力す**。即ち、翼賛理念に基き、新時代を推進する理想と氣魄を養ひ、忠孝一本國民悉く一家族の成員として、國家理想に結集すべき科學性ある生活體制の樹立に努む。

抑々日本國體の根本義が「君臣の大義」に存し、この萬世不易の君臣關係から「一君萬民」「萬民輔翼」「臣道實踐」の原理が發顯せられるのである。明治維新もこの日本精神から成し、就げられた如く、昭和維新もまたこの日本精神の昂揚によつて初めて完遂されなければならぬ。近衛首相が七月二十三日夜「大命を拜して」の放送演説中に自由主義、民主主義、社會主義を名指して、その根本の世界觀、人生觀がすべて我が國體と相容れないものがあるから速かに之を轉回し、日本の本然の姿に立ち還つて一億一心大政を翼賛し奉らなければならぬといふ意味のことを述べて居る。近年歐米思想の浸潤によつて、動もすれば我國體の精華が蔽はれやうとした傾向がなかつたのでもないが、このとき日本民族の眞の優越の自覺を鼓吹したものは、支那事變を契機として甦つて來た日本精神の昂揚であつた。我々はこの精神を東亞に推し及ぼすことに依つて初めて大東亞の新秩序を建設することが出来るのである。

人或は曰く「一君萬民」「萬民輔翼」「臣道實踐」等によつて表現される原理は日本人にして初めて感得せらるゝ理念であるが、それが果して東亞民族を指導する原理となり得るであらうかと。萬一それが大東亞の新秩序の指導精神となり得ないならば、我々は無上絶對普遍的眞理の顯現たる國體の信仰と相容れない別の理念を以てしなければ、日本民族の發展もなければ、大東亞の新秩序の建設も出來ないといふ結論になるのである。併しながら日本精神が八紘一宇の建國精神を體得し、現に臺灣、朝鮮、南洋群島等の外地を皇化し、更に日滿を一體化した二千六百年の歴史の發展が有力に物語る如く、この原理を廣く東亞に推し及ぼし、以て光輝ある世界の道義的指導者たるべき認識を把握せざるを得ないのである。換言すればこの日本國體の本義に本づいた日本文化を大東亞に及ぼし、遍く世界を光被せしむることが現代の日本民族に課せられたる責務であつて、同時にこれが今次の事變の有する世界史的意義である。

後篇 經濟新體制の原則

一四

第一節 基本國策と經濟新體制

第二次近衛内閣が昭和十五年八月一日中外に闡明した基本國策の大綱は次の如きものである。

一、根本方針については

皇國を核心とし日滿支の強固なる結合を根幹とする大東亞の新秩序を建設するにあり。之がために皇國自ら速かに新事態に即應する不拔の國家體制を確立し、國家の總力を擧げて右國是の具現に邁進しなければならぬ。

二、國防及び外交については

内外の新情勢に鑑み、國家總力發揮の國防國家體制を基底とし、國是遂行に遺憾なき軍備の充實を計ると共に、現下の外交は大東亞の新秩序建設を根幹とし、まづその重心を支那事變の完遂に置かなければならぬ。

三、國內體制の刷新については

1. 國體の本義に透徹する教學の刷新と相俟ち自我功利の思想を排し、國家奉仕を第一義とする國民道德の確立

2. 強力なる政治體制の確立と國政の綜合統一

(イ) 官民協力一致各その職域に應じ國家に奉公することを基調とする新國民組織の確立

(ロ) 新政治體制に即應し得べき議會翼賛體制の確立

(ハ) 官界新體制の確立

3. 日滿支三國經濟の自主的建設を基調とする國防經濟の根基の確立

(イ) 日滿支を一環とする大東亞協同經濟圏の確立

(ロ) 官民協力による計畫經濟の遂行、特に主要物資の生産、配給、消費を貫く一元的統制機構の整備

(ハ) 綜合經濟力の發展を目標とする財政計畫並に金融統制の確立強化

(ニ) 世界新情勢に對應する貿易政策の刷新

(ホ) 國民生活必需物資特に主要食糧の自給方策の確立

(ヘ) 重要産業、特に重化學工業及び機械工業の劃期的發展

一五

- (ト) 科學の劃期的振興並に生産の合理化
- (チ) 内外新情勢に對應する交通運輸施設の整備擴充
- (リ) 綜合國力の發展を目標とする國土開發計畫の確立
- 4. 國民の資質、體力の向上並に人口の増加方策と農家安定の根本方策の樹立
- 5. 國民犠牲の不均衡是正、厚生の諸施策の徹底並に國民生活の刷新と國民生活水準の確保

右の如き基本國策に従つて近衛内閣は歩一步その具體化に邁進してゐる。就中皇國を核心とする日滿支の強固なる結合を根幹とする大東亞の新秩序の建設は皇國不動の根本方針であることは言ふまでもない。

外交の刷新については從來の英米依存の外交方針を一擲して日獨伊三國同盟を締結し、以て世界の新情勢に對應するの態勢を執るに至つたことは一大飛躍であると言はねばならぬ。

國內體制の刷新についてはまづ政治の新體制から出發せねばならぬ。何となれば經濟新體制にしても、文化新體制にしても、最初に國家の政治力によつて推進さるべきことが要請せられるからである。想ふに近世西洋諸國の政治は民主主義の原理が支配的であつた。そしてその根底には個人主義、自由主義、平等主義の民權思想が根本理念をなして居つた。之に對して我國

政治の新體制はかくの如き外來思想を超克して飽くまで我が國體の本然の姿に立ち還らなければならぬ。即ち無上絶對普遍的眞理の顯現たる國體の精華を發揚するものでなければならぬ。

次に經濟新體制の確立に就ては基本國策要綱にいはゆる「官民協力による計畫經濟の遂行、特に主要物資の生産、配給、消費を貫く一元的統制機構の整備」を如何に具現するかと云ふことにある。而して再編成を急がれてゐる經濟の新體制が果して如何なる内容を持つものであるかは後述するとして、吾々は先以て經濟新體制の指導原理の何であるかを明かにしなければならぬ。此の點に關し近衛首相は「政黨も政派も經濟團體も凡てを包含して公益優先に歸一せしめる」ことが新體制の根本であると述べてゐるやうに、公益優先が經濟新體制の指導原理であらねばならぬ。

第二節 公益優先の原理

公益優先が經濟新體制の指導原理として昂揚されるためには經濟機構そのものを舊體制から新體制に立ち直すことが必要であることは言ふまでもない。此の點に關し大政翼賛會臨時中央協力會議に於ける小畑企劃局長の説明は頗る示唆に富むものがあるから左にその内容の一部を摘録して置かう。

「舊體制は如何なる基礎の上に組み立てられてゐるか」と申しますと第一が個人主義であります。第二が自由主義であります。第三が生存競争であります。十九世紀に於ける歐米の文明はこの三つを基調として發達して参つたことは皆様御存知の通りであります。我國に於きましても明治以後外國文明を吸收致しまする時、この思想も一緒に吸収いたしました。そしてその基調の上に社會の凡ての體制を整へたのであります。だからこの體制の中に居りまする限り、人々は個人主義にならざるを得ないのであります。必要な統制も逃れたいのであるであります。國家の總力を發揮するよりも、自分一個の生存を重要視する様になるのであります。然らば新體制は何を基調として建設されるべきでありませうか。個人主義を捨て、皇國本來の姿、一君萬民の全體主義に歸るのであります。自由主義を擯棄して計畫主義を採るのであります。優勝劣敗の生存競争を止めて、共存共榮の相互扶助に努めるのであります。この從來とは全く對蹠的の立場に基調を置いて新體制を建設致しますならば、その社會機構の中に於ては、人々は自ら公益に努めるのであります。自然とその職域に於て大政に翼賛するやうになるのであります。恰も舊體制下に於て人々が自然と營利に走り、自ら自己を主張するやうになつたのと全く同様であります。企劃局はかゝる新體制の社會組織を我々の經濟生活、文化生活の凡ての生活に招來せんとする任務を持つて居るのであります。新體制の基調は前に述べました三つの理念であります。それを生活の各部分に具體的に適用致しまして、人々が楽しんで公益にいそしみ得るやうにするには、その計畫設計が六ヶ敷く、又設計出來ましてもそれを實際化するには、舊體制の現状維持勢力を打破するの一方ならぬ努力を必要とするのであります。

ところが公益優先と云ふ觀念が、まだ一般には充分に理解されてゐないやうである。それは

政治とか文化の方面に於ける公益の觀念と經濟の領域に於ける公益の觀念との混同から來るものであるやうに思はれる。經濟上の領域に於ける公益の觀念は必ずしも利潤そのものを全面的に否定してゐないのであつて、利潤追求とか營利第一と云ふやうな自由經濟に於ける營利至上主義觀を是正せんとするものである。此の點に關し昭和十六年一月二十七日貴族院本會議に於て近衛首相は次の如く述べて居る。

「公益優先と云ふことは私益を認めないと云ふことでもなければ、またもとより利潤を否定するものでもない。經濟新體制においては各企業が自主的責任において運営せられ、十分の創意と工夫とをつくして生産の増強につとめ利潤の増加を計ることを期待してゐる。しかしながら利潤の追及と云ふことを最高の目的とし、それに専念して他を省みないと云ふが如きことは決して許さるべきではないと思ふ。各企業者はその企業の運営にあつては公益的責任を自覺して、その企業活動によつて國家のため御奉公するといふことを最高の目的としなければならぬ」。

然らば經濟上に於ける公益と私益との限界に關する自律性を一體いづれに求むべきか。それは各人が國家目的に副ふて經濟的活動を律してゐるか否かによつて判斷さるべきである。では國家目的とは何であるか。云ふまでもなく高度國防國家の建設にある。想ふに史的發展の現段階に於て世界新秩序の建設に寄與しつゝ、國家國民の興隆を期せんとするには、高度國防國家の完成を措いては他にない。併しながら高度國防國家の完成は手段であつて目的ではない。究

極の目的は人類最高の福祉と世界平和の確保に外ならぬ。この目的達成のための手段として國防國家の完成が要請され、又この要請を實現するために經濟新體制を必至とするのである。

ところが經濟新體制の目標に對して、一部の間に減私奉公を文字通りに解釋したり、公益優先を私益の全面的否認と獨り合點したりする一知半解のいはゆる愛國主義者のあることは、それらの人々の無反省を物語るものである。朝日新聞の「新體制を地方に聽く」座談會に於て、北海道の方では公益優先は生温いといふことを言つてゐるやうに報じてゐる。その地方の人の云ふのでは公益優先といふ言葉の裏には私益といふものが隠見してゐる。機會があれば私益が頭を擡げる反語だ。それだから一步進めて全的公益といはねばならぬ。つまり全的公益、減私奉公こそ皇道精神の具現で、これが國民の日常生活を支配するモットーでなければならぬと云ふやうなことを云つてゐるのである。然しながら之は谷口吉彦博士なども云つてゐるやうに、減私奉公と云ひ、奉仕原理といふは道徳上、教育上又は宗教上の原理としては成立し得るであらうが、經濟上の原理としての無償奉仕は言ふべくして行ひ得べくもない。つまり個人又は家族の生活がその個人又は家族の責任に於て營まれなければならぬところの現在日本の社會制度乃至經濟組織に於ては、金利生活者の如きは別として、一般には經濟的奉仕に對する報酬は當然之を認めないわけには行かない。即ち此の如き社會に於ける經濟上の公益優先は報酬の形

に於て私益を容認せざるを得ないのであり、又之が企業の場合にあつては、國家目的に合致する限り、適正なる範圍内に於ける利潤をも容認するものである。この視角から今次の經濟新體制を目して「新營利主義」と稱する學者もある。その用語の當否は別として、此のやうに制約された意味に於ける利潤をも否認し、延いては私有財産制までも否認するが如きことを得々として論ずる者もあるけれども、それは假令口に皇道を説き又「奉還」と云ふが如き名稱を用ひて如何に辯解しやうとも、結局共產主義の社會を豫定せずしては到底實現の出來ないことを意識的に或は無意識的に主張するものである。言ふまでもなく、大政翼賛の經濟新體制は帝國憲法に格遵して樹立されたものであるから、私有財産制は依然として保證されてゐるのである。即ち昭和十六年二月十五日衆議院治安維持法改正委員會に於て柳川法相は次の如く答辯してゐる。

一、私有財産制度否認について當局の見解如何——私有財産制度否認といふことは私有財産制度と相容れざる制度の實現をはかること、すなはち該制度を根本的に變更する、あるひは根本的に破壊するといふ意味である。私有財産制度とは私人が財物に對して有する所有權を基礎とし、所有權の有する機能を發揮せしむべく法が保護し、かつ規律するところの制度であつて、これを思想的にいふと歴史的、國民的に抜くべからざる信念の存する國民共存共榮の律則を包含するものと解すべきである。従つて私有財産制度の否認はわが國家の組織に動搖を及ぼし、わが國體を變革するにいたる虞れがあるものといはなければならぬ。私有財産制度はかやうに重要な基本的制度であるので本法はこれを保護してゐるのであり、治安維持法においてこれを否認する思想を處罰する所以もこゝに存する。

一、土地國有論は私有財産制度の否認となるや——土地國有の主張もその内容を具體的に検討いたされば直に私有財産制度の否認になるかどうか判断しない。あらゆる財物の私有を禁ぜんとする政治上の主張の下に土地國有を主張する場合はもちろん私有財産制度の否認に該當するものとし、取締の対象となるべきものと思ふが、土地はもつとも重要な生産資本であるからその公有を主張する場合には、あらゆる財物の私有を禁ずる主張から出發してゐる場合が多からうと思ふ。

一、産業率還論は私有財産制度否認となるか——産業率還論といつてもその内容は必ずしも明確ではないが、もしもそれがあらゆる資本の私有を禁じ、これを公有に移すべしといふ主張であるならば、左様な意見が現實の政治において實現を主張せられた場合において、私有財産制度の否認に該當するものとして取締の対象となるべきものと思へる。

然しながら私有財産制即ち所有の認められてゐると云ふこと、その利用に制限の加へられると云ふことは自ら別問題である。要するに公用を忘れた私有が許されざると同時に、私有なき公用もまた我國の法治生活に於ては許されないものである。この點に關し昭和十六年二月十二日衆議院治安維持法改正委員會に於ける平沼内相の説明は次の如くである。

「治安維持法が適用されるのは私有財産制度の根本を破壊せんとする場合であつて、現今戦時下において在來の自由主義的の狀態であり得ない。したがつて私有財産制に或る程度の制限が加へられることはやむを得ないことと思ふ。この制限と否定の區別は理論では明らかだが、實際の運用では検討を要する。制限も行き過ぎれば否定となる」。

次に指摘して置きたいのは經濟新體制の性格をあまりにラヂカルに感じすぎてゐることである。世上往々昭和維新と云ひ、經濟革命等と云ふことから、恰も經濟新體制が資本主義機構を根本的に改變するかの如き危惧を抱いてゐる者もあるやうであるが、「新體制は高度國防國家建設のため、公益優先を指標として社會並に經濟機構を整備することを目的とするもので、私有財産を否定するロシアの共產主義とは本質的に相違するものである」と近衛首相も釋明してゐる如く、經濟に關する限り新體制の限度が自ら限定されてゐるのである。云はゞ經濟新體制は資本主義の純化でこそあれ、その廢棄ではない。詳言すれば資本主義の弊害を芟除してその純化を計るために、個人主義と自由主義とは排撃されなければならない。そこで一方に於て資本の所有を認めると共に、その利用に關しては公共的見地から之に制限が加へられなければならない。この點に關しては問題の資本所有と經營機能の分離に就て一應説くところが無ければならぬ。

第三節 資本と經營の分離

自由主義は經濟活動の基礎を個人の營利心に置いてゐる。もとより同一産業に従事する企業家は相互に競争關係に立つてゐるのであつて、一般に何等の連絡もなく、お互に自己の判斷に

よつて需要を見越して生産する。従つて供給が需要を超過すれば価格は低落して引合はなくなる。そこで企業家はその生産を手控へることとなる。反對に価格が高くなれば生産は増加して來るのである。實に價格こそ自由主義經濟に於ける最高の統制者であつて、斯くの如き無政府状態の生産關係に於ける唯一無二の統制者は價格そのものである。斯くの如く自由主義經濟に於ては生産は價格の高低、従つて利潤の大小を基準として動かされてゐるのであるから、低利潤の部面に於ては生産は停止する。之を要するに自由主義經濟機構に於ては低物價政策と生産力擴充政策とは矛盾關係に立つものである。然しながら戰時經濟運營上の要諦は、對外的には輸出振興上の見地から、對内的には軍需の充足、國民生活の安定等の見地から、飽くまで低物價政策を強行して悪性インフレの防止に邁進しなければならぬ。而してこの低物價政策と生産力擴充の二律背反を超越せんとするのが經濟新體制である。即ち經濟新體制の目標は限られる原料資材及び勞力から最高度の生産力を發揮し得る體制を整へること以外の何ものでもないのである。

由來資本主義興隆期に於ては私益と公益とは何等矛盾するものではなかつた。何となれば個々の企業がその利益を増すためには善いものを安く供給することが必要であり、その競争に打勝つた企業のみが最大の利潤獲得者としての地位を確保し得たのであつて、この意味に於て無

限の利潤追求は技術を發展せしめ、國民の經濟生活を豊富にし、結局に於て國家的利益と台致した。然るに限られた物資と限られた勞力、技術をもつて無限の生産を遂行する必要に迫られてゐる現在においては、この事情は全く一變したのである。利潤追求を本位とした經營ならば、かゝる事情の下に於ては却つて品質の悪いものを、而も出來るだけ高く供給することによつてその目的を最高度に達し得るわけであるが、それでは最早國家の利益と一致しないことは明らかである。

想ふに企業の現代的性質は二面を持つてゐる。それは一方に於て資本所有の機能を營み、その限りそれは私的利益の追求によつて動かされてゐる。併し他方に於て企業は公共的又は社會的機能を營み、この面に關しては公的利益に役立つてゐる。而して國民經濟の維持發展はこれら兩面の機能の總體によつて行はれてゐるのである。併しながら私的利益の專制的追求が企業の公共的機能と衝突するが如き今日の時代にあつては、企業の持つこの公共的側面を強調してその優位を認めなければならぬと云ふのが資本所有と經營機能の分離に關する理論的根據である。株式會社では理論的には資本と經營は分離するが、現實的には株主重役の介入によつて資本主は經營主となつて來る。斯くの如く自由主義體制に於ては資本所有が企業の支配權を握つて居り、經營機能が之によつて制肘を被り、その公共性を充分に發揮し得ないところに悩みが

あるのである。

もとより従來の株式會社は國家生産力の推進力として働いて來たことは事實である。然しながら従來の株式會社制は國家の綜合計畫經濟の見地から生産活動を持續して來たのではなく、私益追求のために行つて來たのである。成る程個々の會社はその内部的組織に於ては完全なる統制が執られて居つても、他の事業との諧調が少しも執られてゐないで、全く孤立主義的に生産を續けて來たのであるから、國家の綜合計畫には殆んど無關心であり、時には大きな無駄があつたり、又非能率的であつた。

然るに今日我國に於ては生産上の総合的な能率を高める爲には、或る場合には一つの利潤の多い事業が他の利潤の少い、若しくは損耗となる事業に對しても共同計算或はその他のあらゆる方法に依つて共助の實を擧げなければならぬ場合もあり、或は利潤が如何に多くとも、その利潤を増配に向けるのでなくて、公益的の見地から資本の償却、生産力の増大等に向けなければならぬ場合も生ずる。かくの如く個々の企業が最も國家目的に沿ふやうに經營される爲には經營者をして利潤追求を根本目標とする資本の羈絆から脱せしめ、自由に國家奉仕の手腕を揮へるやうにすることが必要である。かくの如きは經營機能が資本所有から分離され、同時に經營擔當者に公的資格を與へてその地位が保證されなければならぬといふのである。

第四節 資本と經營の有機化

經濟新體制の目標は限られたる原料資材及び勞力から最高度の生産力を發揮し得る體制を整へることに存する。而して生産が利潤追求を自由に放任したる場合に最大の効果を擧げると云ふのが自由主義的、個人主義的即ち舊體制的な物の考へ方であると云はれてゐる。之に反して統制が經營の内部に立ち入り、利潤を統制しながら生産増強の實を擧げ得る條件を造り出さなければならぬと云ふのが計畫主義的、全體主義的即ち新體制的な物の考へ方であると云はれてゐる。約言すれば經營が従來のやうに利益本位でなく「生産本位」で運營されるが如き體制を整へることが新體制であり、而して經營が「生産本位」で運營されるためには、資本と經營との分離により、經營者の指導と創意とが獲得利潤の額においてではなく、生産の量と質との點に於て互に競争し合ひ、それによつて經營者としての適格性が評價されるが如き體制を必要とする云ふのである。

併しながら利潤を制限し、低物價政策を堅持しつゝ、果して生産力の擴充を實現せしめ得るか。想ふに利潤統制には二つの方法がある。一は配當制限であり、他は利潤制限である。前者は利潤分配の制限であつて、既に成立せる利潤に對してたゞその分配を制限するに過ぎない。

だから假令株主への配當といふ形に於てその分配は制限さるゝにしても、實質的には何等利潤の量的制限を意味するものではない。之に反し後者は價格統制の手段として利潤率の制限、即ち生産過程における利潤の成立を制限するものである。かくの如く生産費に加へらるべき利潤率を制限するときは、利潤は量的制限を受けるのみならず、質的變化を來し營利企業は全く本質的な變化を被らざるを得ない。さうなると従來利潤の刺戟によつて能率の向上や生産力の擴充を計つて居つた企業はその推進力を失ふのではないか。然しながら茲に所謂生産費は個別的生産費ではなくして、標準的生産費であるから、假令利益率を一定しても、能率の向上による利潤増加の餘地は残されてゐる。又技術の改善や經營の合理化によつて、企業全體の能率を發揮することによつて生産力は擴充せられ、同時に利潤の絶対額の増加を圖ることが出來ると云ふのが革新論者の主張するところである。

此の如き利潤統制や資本と經營の分離に關し、財界人の意見如何と云ふに、經濟新體制確立要綱の決定する昭和十五年十二月七日の朝、財界七團體代表から近衛首相に提出された意見書によつて見ても、官僚統制に對する財界人の輕視すべからざる反撃と攻勢が讀みとられ、その現状維持的性格の如何に根強きものゝあることを知ることが出來るのである。分離論に對する反對論旨には次の如きものがある。

- 一、資本と經營を分離すれば投資の妙味を減退するから、國家が必要とする資本を獲得するところの途が非常に狭められ、その結果生産を刺戟する活動を鈍らす虞れがある。
- 二、一般に國策會社の成績の香しくないのは資本と經營の分離してゐる關係からであるとなし、その理由として元來資本の所有者、即ち事業の危険を最も深く負擔する者が企業の運命に對しても最も強い關心と責任感を有つてゐると云ふことは事實であるから、隨つて經營者と所有者を機械的に切り離すと云ふことは不可だと云ふのである。即ち企業の所有と經營とは原則として不可分たるべきものであり、従つて會社企業にありては重役の選任その他は株主總會によらしめ、たゞその企業が國家目的に副はざる場合、重役を適當なる機關の議によつて否認することを得ることにしたらよい。
- 三、従來のいはゆる自由主義經濟の弊を矯め、「自由」に必要程度の制限をなすの緊要を認むるも、この重大時局に際し、有機的に發展したる經濟機構の根本に徒らに動搖を與へ、社會不安を醸成し、人心を萎縮せしめ、國家目的を妨ぐる虞れがあつてはならない。即ち人を視ずして物を視、輕々に有機的經濟組織を根本的に改革せんとするは、結局わが經濟界を破壊し、わが國をしてソ聯化せしめる虞れがある。
- 四、政府は經濟人が國家目的達成のため國民經濟に課せられたる責任を分擔することをもつ

て經營の本義たるべしとなし、利潤追求を否認し、滅私奉公を高調し、私益をもつて國家目的に反するものなるが如く誤認せしむるは、思はざるも甚しきものである。かくの如き營利思想の排除は必ず企業を萎縮せしめ、生産を減退せしめるであらう。

五、會社經理統制令の如きは、わが國經濟の發展を今日まで導きたる企業精神を無視し、企業従業員をして全く前途の光明を失はしめることとなる。

六、經濟界の革新はどこまでも實情に即し具體的効果を擧げる點に重きを置くべきで、理論に捉はれて具體的効果を省みないやうな政策は避くべきである。今日經濟界革新の必要なるは生産力の増強を確保することであつて、この目的を達成するに必要な措置は萬難を排して實現せねばならぬが、理論と政策を混同したり、或は圖式主義に捉はれた統制の爲の統制は無用の混亂を來すのみで、生産力擴充を阻害する虞れがあるから斷じて排撃しなければならぬ。

第五節 經濟新體制確立要綱 其の一 基本方針

經濟新體制確立要綱は昭和十五年十二月七日の臨時閣議で漸く正式決定を見た。企劃院原案が初めて經濟閣僚懇談會の手に移つてから一ヶ月を要し、その間財界、軍部、大政翼賛會等が

入り亂れて熾烈に議論が戦はされたが、結局落ち付くべきところに落ち付いた。革新論者から之を見れば、極めて生溫いものと見えるに違ひない、反對に現状維持論者から之を見ればこの程度 of 要綱を以てしても甚だしい行き過ぎとして大いに不満を抱いてゐることであらう。然しそれは行き過ぎたる革新論者、進み遅れた舊式資本家階級の得手勝手な希望から來る見解に過ぎない。戰時經濟發足以來現實に進行してゐる日本の新經濟體制の基本方向は現状維持の水平線的進行でもなければ、急進的な垂直線式の轉回でもない。恐らくそれは對角線式の斜線を描いて進行してゐるのである。それが現在までの既成事實である。要綱はたゞこの既成事實を形式的に表現してゐるだけのことである。而もその後の新體制運動は經濟外的壓力によつて數次の後退を續けてゐるのであつて、發生當初の理論と構想に對比すれば全く文字通りの換骨奪胎ぶりであるといはねばならない。それは當初の經濟新體制が假令急進的な革新であつたにせよ、それはいはゆる「赤」のためではない。第七十六議會衆議院治安維持法改正委員會に於て田中兵務局長は次の如く述べてゐる。

「なんでもかでも赤だ赤だといふと國家が必要とする眞正な革新政策でさへも阻まうとする現状維持的な人々があるやうだが、赤の思想、赤の運動はこれを斷乎排することはもちろんだが、必要な革新政策の遂行はせひやらねばならぬ」。

かくして反撃的勢力が経済新体制の後退に奏功したとして倫安的氣分を濃厚化したとすれば、それは餘りにも短見に過ぎるといはざるを得ない。我國の戦時経済が何故に経済新体制を必要とするに至つたかに想到するとき、今後の経済新体制の必然的動向は自ら察知するに難くないであらう。

それは兎も角、要綱は三大要素から成り、第一に「基本方針」、第二に「企業体制」、第三に「経済團體」が擧げられてゐる。

要綱第一「基本方針」の前文は次の如くである。

「日滿支を一環とし大東亞を包含して自給自足の共榮圈を確立し、その圈内に於ける資源に基きて國防経済の自主制を確保し、官民協力の下に重要産業を中心として総合的計畫経済を遂行し、以て時局の緊急に對處し、國防國家体制の完成に資し、以て軍備の充實、國民生活の安定、國民経済の恒久的繁榮を計らんとす」

之は誠に當然のことと何等異議を挟む餘地がないやうである。大東亞の新秩序を建設して自給自足の共榮圈の確立を計ることが今後の我産業経済の大前提であることは今更云ふまでもない。而して茲で最も大切なことは日本経済の進むべき道は「総合的計畫経済の遂行」を目標としてゐる點であつて、それは自由主義経済を止揚し、國家的意思に基づいて計畫経済の採用を

宣言したものであると云ふことが出来る。

基本方針の後段は次の如く二項よりなつてゐる。

「(一) 企業体制を確立し資本、経営、勞務の有機的一體たる企業をして國家綜合計畫の下に國民経済の構成部分として企業擔當者の創意と責任において自主的經營に任せしめその最高能率の發揮によつて生産力を増強せしめ」

「(二) 公益優先、職分奉公の趣旨に従つて國民経済を指導すると共に、經濟團體の編成により國民経済をして有機的一體として國家總力を發揮し高度國防の國家目的を達成せしむるを要す」

最初に「資本、経営、勞務の有機的一體」たる企業と云ふ表現を用ひてゐるのは、企業に於ける「資本と經營の分離」に對する反對の意思表示と見てよい。かやうに「資本と經營の分離」と云ふ表現を殊更に避けて、かうした三位一體論に置き換へたのであるが、結局に於て資本と經營と勞務を並列させることによつて、思想的には從來の「資本の支配」と云ふ考へ方を拂拭して婉曲に經營の優位を認めてゐるものと解せられる。この經營優位の思想は「企業擔當者の創意と責任において自主的經營に任せしめ」と云ふ表現のなかにも、はつきりと之を讀みとることが出来る。殊に企業をして國家綜合計畫の下に「國民経済の構成部分」としてゐるのは

企業の公共性を謳つたものである。

想ふに自由主義經濟の榮えてゐた事變發生當時までは、我國經濟の指導的地位にあつたのは財界人であつた。然るに事變後國家的統制の必要が高まるにつれ、民間當業者は私企業の立場に固着して國家經濟統制者としての適格性を缺いてゐたために、官僚によつてその指導的地位を追はれるに至り、民間の自主的統制は官僚統制へ移行するに至つた。然しながら官僚統制もまたその知識、經驗の不足と機構の不備から、やがて指導者としての弱點を露呈し、民間の自主統制と官僚統制とを止揚した新しい經濟指導者が要望されるに至つた。この目的のために新しい指導者として私益の束縛から解放せられた民間業者を登場せしめたのであつて、この轉換は一つの辨證法的發展と見ることが出来る。

第六節 經濟新體制確立要綱 其の二 企業體制

企業體制の前文は

「企業體制を確立し、各個の企業をして國家目的に従ひ、その創意と責任において之を經營せしめ生産の確保増強を期す」

と云ふのであつて、企業の公共性を明確に規定してゐる。更に注目すべきは各企業は國家の

ために生産の確保増強を目標として經營されねばならぬことを強調するものであつて、從來の如く利潤追求を推進力として生産機能を營むものではないことを示してゐる。之は企業が公益優先、職分奉公の指導精神によつて運営されなければならぬと云ふ新體制の理念から演繹されるところのものである。企業體制は六項目から成つてゐる。以下逐次簡単に説明しやう。

「(一) 企業は民營を本位とし、國營および國策會社による經營は特別の必要ある場合に限る」

何が故にかゝる規定を必要としたのであるか。恐らくそれは官僚統制の強化から國營又は國策會社の濫立を豫想しての防止策であり、また從來の國策會社の一般的な不成績に對する抗議的な意思表示であると見られる。然しながらこの規定を以て統制の後退と解するは、新體制に於ける企業の本質を解せざるものと云はざるを得ない。企業の公共性が根本方針として確立することを前提としてゐる以上、民營本位とするのが當然である。

「(二) 企業はその性質により一定の基準に従ひ、之が設立などにつき必要に應じ制限を加ふ」

「(三) 企業はその性質により一定の基準に従ひ生産計畫並に技術的見地より見て之を分離結合せしむることを得」

之は計畫經濟を運營するために必要な規定であつて、殆んど説明を要しない。要諦はたゞその運用にある。

「(四) 中小企業は之を維持育成す、但し維持困難なる場合に於ては自主的に整理統合せしめ且つ其の圓滑なる轉移を助成す」

轉落しつつある中小業者對策を如何にするかは、わが國經濟政策の當面の重要課題である。高度國防國家の建設のため經濟新體制を確立し、綜合的計畫經濟を遂行するために、生産の合理化乃至高度化が絶対不可缺の要件となつて來る。中小商工業者の維持育成も整理統合も總てこの角度から判斷されなければならぬのであつて、從來のやうに社會政策的な救濟對策としての配慮からなされるものではないのである。従つて上記の線に沿ふところの中小業者は出來るだけ維持育成されるのであつて、中小業者なるが故に整理淘汰されると云ふやうなことはない。然しながら經濟新體制がわが國民經濟の整備統合の手段であると云ふ性質から、中小企業を中心とする整理統合は相當に深化せざるを得ないと云ふ客觀的情勢に眼を蔽ふことは出來ない。之がため政府は中小業者のうち已むを得ざる轉失業者を積極的に他の重要勞務部門例へば軍需の下請など轉換せしめるために職業輔導所、轉業訓練所、國民更生金庫の三施設を創設し、又漸次中小企業の免許制を實施する等の對策を考究してゐるのである。

「(五) 企業は國家的生産増強に寄與せしめ、又その恒久的發展を遂げしむるため適當なる指導統制を加ふ

イ、主要物資の價格を公定するにあたりては中庸生産費を基礎として適正利潤を計上す

ロ、國民經濟の秩序保持に障害ある投機的利潤の發生を防止すると共に、適正なる利潤を認め、特に國家生産の増強に寄與したるものに對してはその利潤の増加を認む

ハ、企業利益の分配にあたりては適當なる制限を加ふるも、その超過部分は公債その他を以て留保し、一定條件に従ひ一定期間後に於て處分するの途を開く

ニ、發明、發見により國家生産の増強に寄與したるものに對しては特別なる報奨の途を講ず

ホ、技術は之を公開するの途を開き、その優秀なるものに對しては適當の報奨を與へ以てその進歩を促進す

ヘ、企業の設備更新を容易ならしめ、その他企業の基礎を強固ならしめるため銷却を強化す

ト、企業の國家的生産増強に對する寄與に應じ、重點的にその擴充發展を助成す」

之は問題の利潤新體制に關する要綱である。從來商工省は中庸生産費プラス適正利潤の形式で公定價格を制定して來てゐるのであるが、新體制に於ける企業利潤も之と同様の理念に基くものである。要するに企業の新體制は生産力の増強を期するためであるから、眞に生産の増加に寄與貢獻せるために生ずる利潤は決して之を制限するものではなく、國家は寧ろ企業が斯くの如き利潤の増加することを獎勵してゐるのである。かくの如く經濟新體制は企業利潤を認め、特に生産の増強に寄與したるものに對しては、その利潤の増加を認むる一方、國民經濟の秩序保持に障害ある投機的利潤及び獨占的利潤の發生を防止してゐるのである。そこで投機的利潤の發生を禁止してゐるのは兎も角、獨占的利潤の發生を抑制すると云ふ點に就ては若干説明の要がある。それは最近に於ける日本東亞輸出入組合聯合會、日本貿易振興株式會社の設立等に於て見らるゝが如く、經濟新體制による企業形態は國家的獨占乃至統制による獨占的利潤の發生を可能ならしむる方向に向つて進展してゐるからである。然しながらそれは「國民經濟の秩序保持に障害ある」獨占的利潤でないから差支ないと云ふことが出來やう。

上述の如く經濟新體制は企業利潤の取得に關する限り、從來と殆んど變るところはないのであるが、この利潤の分配については一定の制限措置が講ぜられてゐる。即ち利潤が一定水準以上に超過するときは、その超過部分は公債その他を以て保留し、一定條件に従ひ一定期間後に

處分するの途を拓くことになつてゐる。戰時經濟が公債消化を企圖しながら、しかも企業の擴張再生産を保證しやうとするならば、株式配當と賞與に制限を加ふるための利潤統制は當然であり正に一石二鳥の効果をねらつたものである。

新體制は一應經營の優位を認めてゐるのであつて、即ち發明、發見によつて國家生産の増強に寄與したるもの、優秀なる技術を公開したるものに對し特別な報獎制度を設くる等、國家生産の増強に關しては優遇の途を講ずることになつてゐるのである。

第七節 經濟新體制確立要綱 其の三 經濟團體

從來の經濟團體は大企業のカルテルは勿論、産業組合でも、商業組合でも、工業組合でも、貿易組合でも自由主義と個人主義の原理に立つものであるから、國防國家體制を完成するため戰時統制經濟乃至綜合的計畫經濟の進展と共に、かくの如き自由團體乃至利己團體では現下の時局の緊急に對處してその職能を果し得ないことが明らかとなつた。第一にこれは總て自由團體であつて、之に加入するもせざるも各人の自由であるが、理想的な計畫經濟を遂行するためには總ての業者を當然加入せしめる全體組合でなければならぬ。第二にこれらは總て相互の利益を確保せんとする利己團體であるが、公益優先、職分奉公の主旨に従つて國民經濟を指導

するための新體制下の團體にあつては、國家の職能を分擔する職能組合でなければならぬ。新しい經濟團體の性格に關しては基本方針の中に「經濟團體の編成により國民經濟をして有機的一體として國家總力を發揮し、高度國防の國家目的を達成せしむることを要す」と謳つてゐる如くである。然るに従來の企業團體は何等の計畫的な組織を持ち得ずして、組合又は團體間の個々の對立により一つの經濟政策の遂行にも非常な困難に遭遇してゐたのである。かくして自由主義と個人主義に立脚する舊體制の團體組織は新體制のもとに於ては、一應發展的解消をして新經濟團體組織に再編成されなければならぬ。

經濟團體組織方針は次の如くである。

- (イ) 重要産業部門については企業及び組合を單位として、同一業種に屬する業者又は同一物資に關する業者を網羅する業種別、又は物資別經濟團體を組織す。その基本條件左の如し
- (1) 經濟團體は特殊法人とす
- (2) 經濟團體は業者の推薦に基き政府の認可する理事者指導の下に之を運営す
- (ロ) その他の産業は前項に準じ、必要に應じ業種別又は地域別系統團體に組織す
- (ハ) 外地の企業は外地各地域に於て、前各項に準じそれ〴〵經濟團體を組織す。但し

内地との一元的統制を特に必要とするものに付ては全國的統制につき適當なる措置を

講ず

(ニ) 經濟團體を組織するにつき特に留意すべき事項左の如し

- (1) 經濟團體の編成に當りては重要なるものより逐次必要の順序により之を組織す
 - (2) 軍事上特に必要ある企業については別途に之を考慮す
 - (3) 全産業を統轄する最高經濟團體は必要ありと認めたるときに於て之を設置す
- 要綱に「經濟團體は之を特殊法人とす」とあるは公益法人であつて、之は當然産業團體法の如き新法律の制定を豫定してゐることである。然るに政府は四圍の情勢に鑑み、第七十六議會に經濟新體制案の提出を取止めることに決定した。そのかはりに國家總動員法を改正強化することによつてその目的の達成を圖ることとなつたのであつて、之によつて産業界再編成はこゝにその法的基礎を確立し、その運用によつて産業界の革新が進められ得る事になるのである。かくして經濟新體制の具現は時局下生産力擴充達成の上よりも絶対不可缺條件とされてをり、就中、産業機構の計畫的編成替こそは従來の官僚統制の缺陷を補正し、我戰時經濟の現實が要求する絶對的結論たるに鑑み、速かに産業團體令の公布を急いでゐる。而も一方之に先だち鐵鋼部門においては、すでに商工省案を基本とする産業團體統制會の設立が民間の手で自主

的に進行しつゝあり、又石炭部門或は織維部門においても官民それ／＼において統制會の設立案が計畫されてゐる。

即ち今議會において政府は先づ鐵鋼、石炭兩部門における統制團體の樹立を闡明したが、これら兩部門のみにおいて生産、配給、消費の貫的機構が確立されたとするも、それは同時に他の産業部門における統制機構と有機的聯携が完成せられなければ高度の能率を發揮することは不可能であり、鐵鋼、石炭部門における統制會の設立について海運、造船、金屬、機械、化學、織維等々の部門における一元的統制が必然的に日程に上らざるを得ない事情にあるので、商工省としてもこれに對應する準備を整へてゐる。

しかしてこれら産業統制團體が漸次整備されるにつれて生産、配給、消費に關する國家命令は逐次民間の自主的運営に委ねられることになるであらう。

次に「經濟團體は業者の推薦に基き政府の認可する理事者指導の下に之を運営す」とある如く指導者原理を採用してゐる。即ち官場で綜合計畫を樹て、業者はその計畫の範圍でその知識と經驗を生かして自主的統制を行ふ。しかもその自主的統制の指導者には業界の第一人者を据えやうといふのである。かくの如く一般單位企業の經營者は株主總會に於て選任することは從來通りであるが、經濟團體の最高地位に立つ人物は業者の推薦に基き政府の認可する理事者を

して運営せしめることゝしてゐるのは、企業擔當者たる民間人に公共的地位を與へ、もつて新しい指導者たらしめんとする萌芽的のものと見てよい。團體の運営は民主的性格を排除し、最高理事者の統裁によつて行はる。團體は總會、理事會の如きも依然置かれることになるが總會、理事會は單なる諮問機關となるに過ぎない。

日鐵の重役陣では先づ率先して指導者原理を實現して重役陣の總辭職をなし、新しい重役の選任を斷行した。又紡績聯合會委員會に於ては委員長の衆議統裁による指導者理念を採り入れることゝなり、これがため委員會は單なる諮問機關に化し、委員長の責任と權限を強化したところに轉換期紡聯の革新性が窺はれるのである。もとより今回の紡聯の改組は産業團體令公布までの過渡的存在たることは免れないにしても、この改組案が他團體の再編成に有力な示唆を與へるものであることは疑ひない。然るに伊豆バス會社に於て行はれた重役陣改選では、資本家代表の重役が總退却して現業員の職場代表のみが悉く之に代つたのである。勿證重役陣に職場代表の進出することは結構であるが、左翼的イデオロギーに捉はれて經營上の經驗に富んでゐる經營指導者までも排除すると云ふのでありとすれば、それは決して新體制の進むべき道ではないのである。

經濟團體について論議の沸騰したのは、いはゆる經濟中央本部又は中央經濟會議といふやう

な中核體を設置するかどうかといふ問題である。これは各産業別の統制機關を横に結んで、更にその上に實際上の經濟參謀本部とも稱すべき最高中樞機關を設置し、この中樞機關に民間に於ける最高の實際知識と經驗とを凝集して經濟界の實情に適合した統制を実施せんとするのが民間側の意向である。しかし一方漫然民間側の主張に聽従する場合は自由主義的經濟觀念の尙相當根強く殘存する財界の現状に於て、經濟新體制が歪曲されるかも知れないと云ふ懸念を免れない。蓋し各産業界の統制機構の未だ整備されぬ以前にかゝる強力なる中樞機關が實現する場合には舊體制的勢力が有力に殘留して、却つて新機構の確立整備を阻害する惧があるからである。又各統制機關は各主務官廳の監督に歸屬するから、官界新體制の確立されてゐない現在においては各省對立が解消せざるのみか、官僚統制の一方的強化を結集する可能性なしとしたのである。かくてこの問題は、結局最高經濟團體は必要ありと認めたるときにおいて之を設置するといふことになつたのである。

尙既存の重要産業統制團體協議會では經濟最高の會議の設置を見るまでは横貫的組織として一應當局もその存立を認めて行く模様であるが、經濟聯盟並びに協議會側としては、更にこれを以て將來全工業團を一括する一種の最高經濟會議に對する連絡機關として發展的にそのまゝ存続せしめんとする意向を示してゐる。即ちこれは曩に經濟聯盟が産業新體制案として發表した

要綱案のうちに謳はれた所謂全國工業團に、現協議會をそのまま發展的に代替せしめんとするものに他ならぬが、當局では最高經濟會議設置の際に於ては現協議會は解消の方針を堅持するものと見られてゐる。

さて此の如き經濟團體は如何なる職能を持つか。就中、重要産業經濟團體の職能は次の如く明示されてゐる。

「(1) 政府の協力機關として重要政策の立案に對し政府に協力すると共に、實施計畫の立案およびその計畫實行の責に任じ、かつ必要ある場合においては政府に意見を具申す

(2) 前項の計畫實行につき、下部經濟團體及び所屬企業の指揮に任ず

(3) 必要に應じ生産、配給など經營の實績調査をなすと共に生産品の品質、規格の検査の衝に當り下部經濟團體を監督す

(4) 共同計算その他の方法により犠牲産業などに對し共助の實をあげ、産業の發展に資す

(5) その他の團體の職能も概ね右に準ず」

これらの條項から經濟團體の公共性が明確に現はれるのであつて、單位企業の内部にまで立

ち入つて、その経営の實績を調査し、指導して初めてその國家的活動を期待することが出来る。又ブル計算の實施によつて團體共助の理念が表はされてゐることは注目に價する。

昭和十六年四月十五日印刷
昭和十六年四月二十日發行

神戸市神戸區下山手通四丁目

編輯兼 發行人 木村 増次郎

神戸市兵庫區塚本通三丁目一四

印刷所 三教社 上山印刷所

神戸市神戸區下山手通四丁目

兵庫縣産業獎勵館

發行所 兵庫縣興亞貿易協會



中井三省著

日本戰時貿易政策論

東京・千倉書房

定菊 價版

二八九頁
三〇〇頁

輸出入リンク制度論

東京・千倉書房

定菊 價版

三四〇頁
三二〇頁

貿易商務論

東京・神戸・大阪・寶文館

定菊 價版

二七八頁
二八〇頁

貿易業務論

東京・神戸・寶文館

定菊 價版

六二八頁
六〇〇頁

貿易新體制讀本

(四月刊行)

卷之三

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十
四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十
五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十
六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十
七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十
八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十
九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百